

1 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり
 (1)教育・保育事業の充実(子ども・子育て支援給付)
 ①施設型給付

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和5年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	保育所(園)	保育所・幼稚園課	家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設です。保育と一体的に教育も実施しています。	公立保育所3園、私立保育園9園があり、保育ニーズの増加に伴い、各施設において定員を超える受入れを行ったが、待機児童が発生した。年度途中での受け入れも厳しかった。	B	保護者の就労または病気などで、家庭で保育できない保護者に代わって認可保育所(園)において乳児、幼児などの児童を保育する事業。 入園要件:保護者が仕事や病気などのため自宅で保育ができない場合 対象年齢:おおむね4か月～就学前 保育時間:おおむね7時30分～18時30分(延長保育もあり) 令和6年度に小規模保育所から認可保育所への移行及び施設整備による定員数増により、保育の受入体制を確保すると共に、保育士確保の取り組みを進め、待機児童の解消及び適切な受入数となるように努める。	充実
2	幼稚園	保育所・幼稚園課	小学校以降の教育の基礎を作るため、幼児期の教育を行う施設です。	公立幼稚園は、3年保育と預かり保育を実施し、長期休業期間の預かり保育及び預かり保育の時間延長を行った。私立保育園においても、預かり保育を実施し、保護者の利便性に寄与した。	B	幼稚園教育の目標を達成するために必要なさまざまな体験が豊富に得られるような環境を構成し、その中で幼児が幼児期にふさわしい生活を営むようにする事業。 入園要件:幼児教育を希望する場合 対象年齢:3歳～就学前 ※一部の園では2歳から 保育時間:園により異なる 幼稚園は保育ニーズの高まりにより、園児が減少傾向であるため、今後の方針等を検討しながら進めていく必要がある。	充実
3	認定こども園	保育所・幼稚園課	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。	令和2年度から、市内私立幼稚園1園が幼稚園型認定こども園へ移行した。また、令和5年度から認可保育所1園が幼保連携型認定こども園へ移行した。	B	幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備える事業。 ①教育及び保育を一体的に提供 ②地域における子育て支援の実施 今後、市内の教育・保育施設の認定こども園への移行を含め、施設が増加していくことが考えられるため、協議しながら認定こども園への移行を支援していく。	充実

②地域型保育給付

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和5年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	小規模保育	保育所・幼稚園課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の保育を行います。(A型・B型・C型)	私立の小規模保育所2園で保育を実施した。	B	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の保育を行う。 (A型・B型・C型) 令和6年度、新たに2施設を設置し、保育の受入体制の確保に努める。	充実
2	家庭的保育 ※市内では実施なし	保育所・幼稚園課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅などの場所で、家庭的保育者が保育を行います。				
3	居宅訪問型保育 ※市内では実施なし	保育所・幼稚園課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行います。				
4	事業所内保育 ※市内では実施なし	保育所・幼稚園課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行います。				

1 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり

(2) 子育て支援事業の充実(地域子ども・子育て支援事業)

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和5年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	子育て支援センターでは、主に未就園児の育児相談や情報提供、講演会などを行い、社会参画できる機会を提供するなど、利用者の視点に立った企画に努めます。 また、乳幼児の保護者が、気軽に集い、交流する場を提供します。	5月連休明けから、一部の予約制を解除し、多くの利用者が利用できるよう整備した。子育てに関する相談については、子育て支援課、つどいの広場、および子育て支援センターが情報共有し、連携して必要に応じた支援につないだ。	A	今後の利用者数増が見込めるため、多くの利用者に寄り添えるよう環境整備を行う。子育てに関する相談については、子育て支援課を中心に各課と情報共有し、連携して必要に応じた支援につなぐ。	継続
2	時間外保育事業(延長保育事業)	保育所・幼稚園課	通常保育を利用する家庭を対象に、通常保育時間帯を超えて保育を必要としている児童の保育を行います。今後もニーズを踏まえて事業の充実を図ります。	公立保育所2園、私立保育所9園、小規模保育所1園で延長保育事業を行い、保護者の多様な就労形態に対応することが出来た。	B	通常保育を利用する家庭を対象に、通常保育時間帯を超えて保育を必要としている児童の保育を行う。引き続き、安心して事業利用が可能となるよう充実を図る。	継続
3	休日保育事業の推進 ※市内では実施なし	保育所・幼稚園課	通常保育を利用する家庭を対象に、休日においても就労などにより保育を必要としている児童の保育を行います。今後、ニーズを把握しながら、実施について検討します。				
4	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	保育所・幼稚園課	幼稚園や認定こども園の1号子どもの園児に対し、教育時間の前後や長期休業日等に預かり保育を行います。今後もニーズを踏まえて事業の充実を図ります。	市内幼稚園全てにおいて預かり保育を実施した。 また、夏休み等の長期休業期間中の預かり保育も実施した。	B	保育ニーズに合わせて預かり保育の内容の拡充など、事業内容の充実を検討していく必要がある。	充実
5	一時預かり事業(在園児対象型を除く)	保育所・幼稚園課	普段家庭において児童を保育している保護者の病気の対応や育児疲れの解消などを目的に、一時的に認可保育所(園)等で児童を保育します。今後もニーズを踏まえて事業の充実を図ります。	市内2カ所の私立保育園と1カ所の認定こども園で一時預かりを実施した。	B	普段家庭において児童を保育している保護者の病気の対応や育児疲れの解消等を目的に、一時的に認可保育所(園)で児童を保育する。今後も、保護者のニーズを踏まえ継続して実施していく。	充実
6	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	子育て支援課	地域において子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助を行いたい人(協力会員)からなるファミリー・サポート・センターにより、育児の相互援助活動を行います。制度の周知を図り、利用を促進するとともに、シルバーママサービス事業も活用しながら、地域における子育て支援の充実を図ります。	ファミリーサポートセンター事業について、協会会員を増やしていくよう、事業内容の理解と周知を図った。様々なニーズの変化に対応できるように両会員の相互理解を深めるとともに、多くの方に利用できるよう、細やかな調整を行った。	A	ファミリーサポートセンター事業について、市民への周知および協力会員への理解を図り今後も協力会員の増加に努める。	継続
7	子育て短期支援事業(トワイライトステイ) ※市内では実施なし	子育て支援課	保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて、夜間もしくは休日に必要な保護を行う事業です。今後、保護者のニーズを把握しながら、実施について検討します。				
8	病児・病後児保育事業	子育て支援課	児童の病気回復期で、保育所(園)などでの集団保育が困難であり、保護者が就労の都合などにより家庭で育児ができない場合、一時的に子どもを預かります。本市では、「こぐま子どもの家」及び「まどかチャイルドセンター」にて実施しており、今後も事業を周知し、ニーズを踏まえ充実を図ります。	「こぐま子どもの家」および「まどかチャイルドケアセンター」にて実施しており、病児・病後児保育事業については、県内広域利用および利用料無償化が開始した。利用者が急激に増え、病児保育の周知を図り、幅広い利用が出来たことで、事業内容についての充実を図った。施設の利用状況を把握し、サービス内容を確認した。	A	病児・病後児保育事業については、県内広域利用に向けて取り組む。	継続

9	放課後児童健全育成事業	子ども育成課	保護者が日中就労などのために家庭にいない小学生を、放課後などに放課後児童クラブ(学童保育所)で預かり、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。また、近年の女性就業率の上昇により共働き家庭が増加するなど、入所ニーズがさらに高まる可能性があります。市では、各小学校区の状況にあわせた施設整備や放課後児童支援員を配置するなど、柔軟な受け入れ体制の確保に努めます。	放課後児童クラブ(学童保育所)については、条例に定める「1教室概ね40人」の基準を満たすための施設及び、すべての小学校区で1年生から6年生までの受入が可能となる19教室の支援単位を維持した。また、長期休暇のみ保育の受入を全学童保育所に導入した。	A	今後も継続して保育ニーズに合った環境整備を実施する。	継続
10	子育て短期支援事業(ショートステイ)	子育て支援課	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う必要な保護を行います。今後も広報や利用者支援の相談の中で利用を促し、支援へとつなぎます。	児童養護施設に委託し、様々な理由により、一時的に子どもの養育が困難になった家庭に対して、短期間子どもを預けられる事業を行った。保護者の療養や入院、出産などで利用された。	A	家庭の養育環境や体調などに合わせ、サービスの利用を進めることで、子育て支援を行うとともに、児童虐待防止に務める。	充実
11	利用者支援事業	子育て支援課	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所(園)での教育・保育や、一時預かりなどの地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供などの支援を身近な場所で行います。今後気軽に子育て相談できる窓口の設置を進めるとともに、関係機関との連携及び地域ネットワークづくりに努めます。	気軽に子育て相談できる窓口について周知を図り、関係機関との連携および地域ネットワーク作りに務めた。利用者支援専門員は各課との情報共有を行い、子育て支援の相談体制の充実が図れた。	A	利用者支援専門員の配置を行い、子育て相談窓口では、子育ての困り感に寄り添った丁寧な対応を行う。また保育園(所)幼稚園への巡回支援訪問事業を実施し、「気になる」段階からの早期支援に努める。	継続
		保育所・幼稚園課		専任の職員を配置し、相談や情報提供など、より丁寧な支援を行った。	A	子ども及びその保護者が必要とする子育てニーズに応じて、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供等の支援を身近な場所で行う。	継続
		健康課		伴走型支援の妊娠届出面談で妊婦全員と対面の面談を行った。保健師等による妊娠期から子育て期の相談や情報提供を行った。必要に応じて関係機関と連携を図ることができた。	A	母子健康手帳発行時のアンケートや面接、他機関の情報提供から妊婦の状況を把握し、支援が必要な妊婦はこども家庭支援センターで共有する。必要に応じ、保育所・幼稚園課や福祉課、関係機関と連携を図る。	継続
12	妊婦健康診査	健康課	妊娠中に必要な健康診査を受診できるように援助します。妊婦健康診査補助券の発行時、妊娠経過や妊娠中に起こりやすい異常について説明し、予防や異常の早期発見・早期治療につなげるとともに、支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期からの支援などへつなげます。	妊婦健康診査補助券の発行時、妊娠経過や妊娠中に起こりやすい異常について説明した。また、補助券に記載された健診結果等から、支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期からの支援につなげることができた。	A	母子健康手帳発行時のアンケートや面接、他機関の情報提供から妊婦の状況を把握し、支援が必要な妊婦はこども家庭支援センター(児童福祉)へつなぐ。必要に応じ、保育所・幼稚園課や福祉課、関係機関と連携を図る。	継続
13	乳児家庭全戸訪問事業(妊産婦・新生児訪問指導事業)	健康課	すべての乳児のいる家庭及び支援が必要な妊婦を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。	すべての乳児のいる家庭に助産師や保健師が乳児全戸訪問を実施した(里帰り先での訪問を希望した産婦は里帰り先での訪問を実施)。訪問時には、子育てに関する情報提供や従事や保護者の健康状態に応じ保健指導等を行った。	A	母子健康手帳発行時や乳幼児家庭全戸訪問のアンケートや面接、他機関の情報提供から妊婦の状況を把握し、支援が必要な妊婦はこども家庭支援センター(児童福祉)へつなぐ。必要に応じ、保育所・幼稚園課や福祉課、関係機関と連携を図る。	継続
		子育て支援課		引き続き、子育て支援課や福祉課、医療機関と連携し、産前・産後サポートなどの情報提供及び必要な支援を実施します。	乳幼児全戸訪問の対象家庭のうち、今後の支援が必要と想定される家庭の訪問に同行し、養育状況を把握するとともに必要な支援につなげた。	A	令和6年7月1日より、健康化母子保健係と子育て支援課の統合し、一体的な取り組みを行う。
14	養育支援訪問事業	子育て支援課	乳児家庭全戸訪問事業で把握した支援の必要な家庭に対して、また、要保護児童の家庭に対して、養育支援訪問事業を行い、養育に関する指導や支援を行います。	乳幼児全戸訪問の対象家庭や、子育て相談の対象家庭から、制度の利用が必要と判断した家庭に対し、制度の活用を促し、養育環境の改善につながる支援を行った。部屋の片づけや、食事づくりなどで利用された。	A	令和6年度より、「養育訪問支援事業」の家事育児支援を取り出した、「子育て世帯訪問支援事業」に移行する。より利用しやすく効果的になるよう制度設計を行う。	見直し

2 おごおりっこを育む地域の中の子育て環境づくり

(1)子育て家庭への支援の充実

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和5年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	サークルなど親子間の交流事業の促進	子育て支援課	小郡市子育て支援センターを中心に、子育てサークルの立ち上げ支援や、活動の場や情報の提供、サークル同士のネットワークづくりなど、活動への支援を行います。 また、託児ボランティア人材の資質向上に向けた講座などを開催します。	小郡市子育て支援センターを中心に、子育てサークルの立ち上げや、運営についての情報を共有し、他4か所の支援センターとも連携した。情報共有や活動の場の提供、サークル同士のネットワークづくりなどの活動支援を行うとともに、講座などを開催し、支援内容の充実を図った。	A	小郡市子育て支援センターを中心に、子育てサークルの立ち上げや、運営についての情報を共有し、他4か所の支援センターとも連携していく。今後も情報共有や活動の場の提供、サークル同士のネットワークづくりなどの活動支援を行うとともに、講座などを開催し、支援内容の充実を図る。	継続
		保育所・幼稚園課		保育所・幼稚園課の窓口や乳幼児健康診査において、相談できる体制づくりを行った。	A	子育ての孤立化を防ぐために、気軽に身近なところで相談できる体制を整備するとともに、必要な時に必要な情報を得ることができる情報提供体制の整備を進める。	継続
2	子育て家庭への育児相談・情報提供事業の推進	子育て支援課	子育て家庭の孤立を防ぐために、身近な場所で気軽に相談できる体制を整備するとともに、必要な時に必要な情報を得ることができる情報提供体制の整備を進めます。 また、幼稚園・保育園や関係課との情報共有及び連携を今後も図ります。	子育て支援センターおよびつどいの広場各課との連携を図り、必要な時に必要な子育て情報の発信および提供ができるように情報提供サービスの体制整備を行った。	A	子育て家庭の孤立を防ぐために、身近な場所で気軽に相談できる体制を整備するとともに、必要な時に必要な情報を得ることができる情報提供体制の整備を進め、幼稚園・保育園や関係課との情報共有及び連携を今後も図る。	継続
		保育所・幼稚園課		保育所・幼稚園課の窓口や乳幼児健康診査において、相談できる体制づくりを行った。	A	子育ての孤立化を防ぐために、気軽に身近なところで相談できる体制を整備するとともに、必要な時に必要な情報を得ることができる情報提供体制の整備を進める。	継続
3	各種学級・講座の充実	子ども育成課	子育てに関する知識や心構えの学習、また交流や情報交換の場として、家庭教育学級など各種学級・講座の充実を図ります。 また、児童の読書習慣の形成や豊かな情操の育成に向けて、おはなし会など本に親しむ環境づくりを進めます。	親としての在り方、子育てにおける心構えや方法論を学ぶとともに、親同士の交流、情報交換の場として、ようこそ赤ちゃん教室での子育て講話を実施した。 ・実施回数 9回 延べ参加者数 81名	A	引き続き、親としての在り方、子育てにおける心構えや方法論を学ぶとともに、親同士の交流、情報交換の場として、ようこそ赤ちゃん教室での子育て講話を実施する。	継続
		生涯学習課	子育てに関する知識や心構えの学習、また交流や情報交換の場として、家庭教育学級など各種学級・講座の充実を図ります。 また、児童の読書習慣の形成や豊かな情操の育成に向けて、おはなし会など本に親しむ環境づくりを進めます。	隔週土曜日に、図書館内の「おはなしコーナー」で子ども向けのおはなし会を実施した。「子どもと絵本講座」は、連続講座を3回開催することができた。	B	おはなし会や本に親しむことができるような行事等を企画し、幼児・児童の読書習慣の形成や豊かな情操の育成を図ることができるように環境作りを進める。	継続
4	子育てのための経済的支援の充実	子ども育成課		・児童手当及び特例給付の支給を実施した。 ・子どもの医療費の助成を実施した。	A	・児童手当及び特例給付の支給を継続して実施する。 ・子どもの医療費の助成を継続して実施する。	継続
		子育て支援課	児童手当の支給や子どもの医療費の助成、幼児教育・保育の無償化などにより、経済的負担の軽減を図ります。	相談者の相談内容に応じて、福祉課や社会福祉協議会など、適切な支援先への接続をおこなった。	A	適切な支援につながるように、制度の情報収集や関係機関とのネットワークづくりに努める。	継続
		保育所・幼稚園課		令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めた。	B	引き続き子育てに関する経済的負担の軽減を図っていく。	継続
		教育総務課		就学援助費、特別支援教育就学奨励費の支給を行った。GIGAスクールの実施に伴い必要となるオンライン学習通信費についても支給した。	A	子育てに関する経済的負担の軽減を図っていくとともに、GIGAスクールの実施に伴い必要となるオンライン学習通信費についても支給する	継続

5	移動の制約を受けている家庭への支援	子育て支援課	子育て家庭が社会とのつながりを持続けるために、コミュニティバスの利便性向上を行い、運行の充実を図ります。 また、自治公民館など身近な場所で子育て支援事業を開催し、子育て家庭が参加しやすい交流の場の充実に努めます。	小郡市子育て支援センターを中心に、子育てサークルの立ち上げや、運営についての情報を共有し、情報共有や活動の場の提供、サークル同士のネットワークづくりなどの活動支援を行うとともに、講座などを開催し、支援内容の充実を図った。	A	各校区のコミュニティセンターで事業を開催するなど、近くて参加しやすい場所での事業実施を支援する。	継続
		都市計画課		宝満川左岸地区(立石・御原・味坂小学校区)については「おごおり相乗りタクシー」を地域の公共交通手段として運行した。宝満川右岸地区(小郡・大原・東野・三国・のぞみが丘小学校区)については、令和5年10月からコミュニティバスの全ルートを休止した上で、新たにAIを活用したオンデマンドタクシー「のるーと小郡」の実証実験を行った。	A	宝満川左岸地区(立石・御原・味坂小学校区)については、引き続き「おごおり相乗りタクシー」を地域の公共交通手段として運行する。宝満川右岸地区(小郡・大原・東野・三国・のぞみが丘小学校区)において令和6年10月から、コミュニティバスの全ルートを廃止し、新たにAIを活用したオンデマンドタクシー「のるーと小郡」の本格運行に移行する。併せて運行内容を一部見直し利便性の向上を図る。	見直し

2 おごおりっこを育む地域の中の子育て環境づくり

(2) 子どもの居場所づくりの推進

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和5年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	公園の整備	まちづくり推進課	公園長寿命化計画に基づき、公園の改修・修繕や長寿命化を推進し、また、地元区との協議を行い、安心安全で快適に使える公園の維持・整備を図ります。	地元区と協議を行い、草取りや清掃などの日常管理や、施設の補修などの整備を実施した。また、遊具の日常点検や定期点検を行い、安心安全な施設の保持に努めた。	A	遊具の安全点検による危険箇所の早期発見や、地元区と協力して日常管理を行い、適宜施設の維持補修に努める。また、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に都市公園の遊具更新を行う。	継続
		スポーツ振興課		定期的に施設の点検を行い、安全管理上不具合がないか確認した。緊急性の高い遊具があれば修繕を実施している。令和5年度については、外灯の修繕や遊具の簡易的な改修を行った。	B	施設の大規模な改修が必要なものについては、計画的に改修・改善を進めていく。軽微なものについては、緊急性を考慮し、随時修繕していく。	継続
2	子どもが集える施設の整備	子育て支援課	保育所(園)・幼稚園に通っていない子どもたちを始め、すべての子どもが居場所として利用できる集いの場を整えます。現在、酷暑や雨の日でも遊べる場所が不足しており、公共施設などにおける子どもの集いの場の設置を図ります。	新たな設置はなかったが、各支援センターやつどいの広場の利用およびプレイルームの案内を行った。	A	地域のニーズや実態を把握し、地域住民の主体的な活動のなるような子どもの居場所づくりを支援する。	継続
		保育所・幼稚園課		子育て支援の一環として、保育所幼稚園に通っていない子どもたちのために、各保育所において遊び場の提供(園庭開放)を実施した。	B	市内において、都市化が進行している地域においては、自然の遊び場や空き地など子どもが集い遊べる場が減少していることに加え、雨の日に遊べる場所が不足しているため、公共施設などにおける子どもの遊び場の設置を図る。	充実
3	子どもの居場所・交流事業の推進	子ども育成課	地域の大人が見守る「子ども達の居場所」であるアンビシャス広場について、ボランティアスタッフの確保や放課後児童クラブ(学童保育所)との連携を進め、子どもの居場所の確保や地域内の交流の促進を図ります。 また、放課後児童クラブ(学童保育所)との連携は、それぞれの校区での現状把握を十分に行い、各校区に合った連携策を検討します。	安心して活動ができるようレクリエーション企画や活動支援のための情報提供に努めた。 ・研修会参加者数 47人	A	今後も、安心して活動できるよう、活動支援のための様々な情報を継続して提供する。また、効果的に事業が展開できるよう小中学校や各団体と連携して取り組む。	継続
		子育て支援課		子どもの居場所づくりに取り組んでいる団体が活用できる助成事業の紹介や、実施事業のチラシの配布等の広報支援を実施した。	B	コミュニティセンターや市民活動団体と連携し、地域の子どもの居場所づくりを支援する	継続

4	子どもの放課後などの居場所の充実	福祉課	保護者が就労している小学生の放課後などの適切な遊びと生活の場として、各小学校区に設置している放課後児童クラブ(学童保育所)の整備に努めます。また、障がいのある児童の受け入れについては、加配の支援員を配置するなど、必要な整備を行います。	放課後等デイサービスにおいて、相談支援員・事業所と連携を取り、福祉サービスの円滑な利用に努めた。	B	放課後等デイサービスの利用者が年々増加傾向にあるため、対象児童一人ひとりに時間をかけることが難しくなっている。個別に最適なサービスを提供できるよう、連携をより密に行う事に努める。	充実
		子育て支援課		地域住民やボランティア団体による居場所づくりにより、児童の安心できる居場所を確保できた。	A	地域住民による子どもの居場所づくりについて他の住民に周知するなど、啓発に努める。	継続
		子ども育成課		すべての小学校区で小学校1年生から6年生までの受入が可能となる19の支援単位を維持した。障がいのある児童の支援は、加配支援員の配置や巡回相談、研修を実施した。また、長期休暇のみ保育の受入を全学童保育所に導入した。	A	障がいのある児童の支援は、引き続き加配支援員の配置や巡回相談、研修を実施する。	継続
5	地域及び地域人材の活用による生涯学習の充実	子ども育成課	地域のボランティア人材などを活用し、子どもにさまざまな体験や学びの機会を提供することで、道徳心や好奇心、表現力など、豊かな心や感性をもった子どもの育成を図るとともに、世代間交流の促進や、知恵や技能の継承につなげます。	異年齢の子ども達が交流・体験活動を行う「おごおり子どもキャンパス」事業の一環として、体験活動ができるプログラムを埋蔵文化財調査センターや校区コミュニティセンター、地域活動団体と連携して開催した。 ・開催回数11回 参加者延べ人数 175人	A	「おごおり子どもキャンパス」事業として、埋蔵文化財センターや各コミュニティセンター等と連携して体験活動ができるプログラムを開催する。	継続
		コミュニティ推進課		校区コミュニティセンターにおいて、夏休みや冬休みを中心に、まちづくり協議会とも共催で子ども向けの講座を企画した。令和5年度は、35の講座に延べ728人が参加した。	A	引き続き、校区コミュニティセンターにおいて、各種子ども向け講座を検討する。また、まちづくり協議会事業への子どもの参画を図る。	継続
		生涯学習課		ボランティア活動については、コロナ禍以前より活用件数が増加し、ボランティアを依頼した側とボランティア活動をした側、双方にとって有意義なものとなった。また、子どもの読書については、新型コロナウイルスの影響もなくなり、ボランティア団体による図書館でのおはなし会を再開することができた。学校やふれあい館三国でのおはなし会も、順次再開することができた。	B	学校や地域の現状にあわせて、今後もボランティアの派遣をしていく。また、ボランティアの登録が少なくなってきたので、呼びかけをどうしていくのか検討する。 また、子どもの読書については、小郡市「子どもの読書」関連団体連絡協議会等とも連携し、おはなし会を開催するとともに、ボランティアの育成に努めていく。	継続

2 おごおりっこを育む地域の中の子育て環境づくり

(3) 子どもにやさしいまちづくり

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和5年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	福祉のまちづくりの推進	都市計画課	歩道や道路の段差の解消や市営住宅のバリアフリー化、公共施設における子ども用トイレの設置などにより、子育てにもやさしい「福祉のまちづくり」を進めます。	市営住宅の一部については既にバリアフリー化を行った。	A	建替えや改修に合わせてバリアフリー化を図る。	継続
		都市整備課		主要幹線道路や狭い道路について、利便性・安定性を確保する道路整備を実施した。主に通学路安全対策を目的として、転落防止柵や路側帯カラー舗装整備を実施した。	B	引き続き、地元や関係機関との協議を行いながら、住民の安全性、利便性を確保(向上)するための道路整備を実施する。	継続

2	交通事故防止・安全対策の推進	防災安全課	飲酒運転の撲滅を始めとした安全運転への啓発を進めるとともに、高齢ドライバーに安全運転や免許証の自主返納も含めた啓発を推進します。また、保育所(園)や各学校と連携し交通安全教室を開催するとともに、地域における児童の登下校時の見守り活動を促進します。	各季の交通安全運動・交通安全キャンペーン時にセーフティステーション(大型店舗での啓発活動)などの活動を行い、また、各学校の交通安全教室に参加したり、児童・生徒に交通安全啓発チラシを配布するなど、交通安全意識の向上を図った。自動車学校と連携して高齢者交通安全大会を開催し、高齢ドライバー向けに安全運転への啓発を進めた。	B	セーフティステーション、駅前街頭啓発活動を実施し、市民全体に対して交通安全啓発を行う。小学校の交通安全教室への参加数を増やし、児童の交通安全意識向上を図る。他団体と連携して高齢者交通安全大会を開催するなど、高齢ドライバーの安全運転の啓発を推進する。	継続
3	地域における防犯事業の推進	防災安全課	地域における防犯活動に対して青パトの貸し出しや活動団体の認定などを行うとともに、警察署などと連携した防犯教室の実施や、防犯灯・防犯カメラの設置の推進により防犯体制の整備を図ります。	地域防犯推進団体に防犯パトロールを実施していただくことで、地域での見守り活動への意識の向上が図られた。広域防犯灯の新設や、行政区に対して防犯灯設置補助金を交付することで、防犯灯が拡充され、また、防犯カメラの修繕・改良により、地域の防犯面における設備整備を図った。	A	各コミュニティセンターに整備された青パトを活用、今後も青パトの活動団体の認定や協力員証の普及に努め、地域防犯推進団体と連携しながら、防犯活動を推進していく。新設分については防犯灯設置補助金を継続し、防犯カメラについては新設・改良等を検討して、設備整備を推進していく。	継続
		コミュニティ推進課		校区コミュニティセンターにおいて、まちづくり協議会の防犯部会・青少年育成部会による防犯パトロール等、地域による見守り活動の支援を行った。また、防犯部会員を対象に、警察署と連携した防犯安全講習会を実施した。	A	引き続き、まちづくり協議会の拠点施設及び事務局として、取り組みの支援を行う。	継続
		子ども育成課		小郡市青少年育成市民会議の事業として実施した、子ども安心安全見守り活動の経費を補助することで、「こども110番の家」事業等の啓発を図った。	A	今後も、小郡市青少年育成市民会議が実施する子ども安全安心見守り活動を支援する。	継続
4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	子ども育成課	子どもにとって有害な情報から子どもを守るとともに、子どものメディア・リテラシーの向上に向けて、学校や家庭と連携しながら啓発活動や情報発信を推進します。また、子どものスマートフォン利用について、適正利用に向けた啓発を推進します。	福岡県青少年健全育成条例に基づく市内店舗(書店、コンビニ、カラオケ、レンタルビデオ店)の立入調査を実施した。また、健康課と連携して3歳児健診時に「子どもとメディア」に関するチラシを配布し、幼少期からのメディアとのかかわり方について意識の啓発を図った。	A	引き続き、県条例に基づく立入調査を実施する。また、子どもたちへスマートフォン等メディアの適正利用に向けた啓発を推進する。	継続
		学校教育課		「ネットの危険から子どもをまもる」リーフレットを小学校高学年・中学校全学年に配布し、携帯電話・スマートフォン・インターネット等の適正利用について啓発を行いました。	B	GIGAスクールの実施に伴い、全児童・生徒にタブレット端末が整備されたため、児童生徒の情報活用能力(情報リテラシー・情報モラルを含む)を育成するとともに、保護者への啓発を行います。	充実

2 おごおりっこを育む地域の中の子育て環境づくり

(4)さまざまな家庭に対する子育て支援の充実

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和5年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	ひとり親家庭への自立支援の推進	子育て支援課	ひとり親家庭が安心して生活できるよう、各家庭の状況に応じた自立支援や就業支援、子育て支援などの充実を図るとともに、支援の周知や各課の連携による窓口対応に努め、利用者の増大を図ります。また、スムーズな相談の実施に向けて職員の研修受講などによるスキルアップや窓口対応の工夫・改善を図ります。	子育て支援課内に配置された母子父子自立支援員がひとり親等に対する相談支援を行った。子育てや就労、家計のことなど、相談内容に応じて支援制度の紹介や、関係機関への接続を行うなどにより、ひとり親家庭の自立支援を行った。また、令和5年7月より「ひとり親家庭養育費確保支援事業」を開始した。	A	ひとり親家庭が安心して生活できるよう、各家庭の状況に応じた自立支援、就業支援、子育て支援などの充実を図る。また、令和6年7月より子ども育成課のあすてらすへの事務所移転を活かし、一体的なひとり親相談を行う。	継続
		子ども育成課		ひとり親家庭等への支援策として、児童扶養手当の支給及びひとり親家庭等医療費助成を行った。物価高騰の影響を受けやすいひとり親世帯等の経済的負担を軽減するため、国の臨時特別給付金を支給した。	A	引き続き、ひとり親家庭等への支援として児童扶養手当の支給及びひとり親家庭等医療費助成を実施する。	継続
2	特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への支援の充実	福祉課	特別な配慮を必要とする子どもとその家庭に対し、成長過程に応じた保育や療育、教育などを推進するとともに、放課後などの居場所の充実や障がい福祉サービス及び各種助成制度の周知に努め利用を促進することで、児童の成長や発達、また保護者の負担軽減や不安の解消を図ります。また、保護者や保育所(園)などからの相談に対し、適切な支援につなげられるよう、職員のスキルアップや関係機関との連携強化を図ります。また、第3期小郡市障がい者計画に基づき、親の会等への支援を行います。	未就学児に対する児童発達支援、就学児に対する放課後等デイサービス等の福祉サービス及び各種助成制度の利用を促進し、利用者及びその世帯の負担軽減、児童の健全な成長に努めた。	B	児童に対する福祉サービス及び各種助成制度の利用は年々増加傾向にあるため、引き続き関係機関との連携、福祉サービス及び各種助成制度の利用を推進し、利用者及びその世帯の支援に努める。	充実
		国保年金課		重度障がい者医療費支給制度の周知及び医療費助成を行い、特別な配慮を必要とする子どもとその家庭に対しての負担軽減を継続した。	A	引き続き、重度障がい者医療費支給制度の周知及び医療費助成を行い、特別な配慮を必要とする子どもとその家庭に対しての負担軽減を継続していく。	継続
		子育て支援課		相談を通じて課題を把握し、必要に応じて各種サービスや助成制度の紹介や、専門的な支援を行う関係機関とにつないだ。	A	相談を通じて家庭の困りごとを把握し、関係機関と連携し支援する。また、相談しやすい窓口づくりに努める。	継続
		子ども育成課		保護者からの相談に対し、適切な支援につなげられるよう関係機関との連携を図った。	A	引き続き、適切な支援につなげられるよう関係機関との連携を図る。	継続
3	特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への相談事業の充実	健康課	乳幼児健診や育児発達相談などを通じて、支援が必要と思われる子ども・保護者に対し、保健師や臨床心理士などによる発達に関する相談また巡回相談を行い、必要に応じて療育機関などにつなげます。また、支援の充実に向けて、保育所(園)・幼稚園や支援センターなど関係機関と連携を図るとともに、子育て支援相談員や利用者支援専門員の資質向上を図ります。	乳幼児健康診査や育児発達相談等において、保健師等専門職との相談を行ったうえで、保護者の希望がある場合は臨床心理士・公認心理師による子育て相談(予約制)や親子あそび教室へ案内した。	A	乳幼児健康診査や育児発達相談等において、保健師等専門職との相談を行ったうえで、保護者の希望がある場合は臨床心理士・公認心理師による子育て相談(予約制)や親子あそび教室へ案内した。	継続
		子育て支援課		乳幼児健康診査や育児発達相談、巡回相談などのきっかけを通じて支援家庭とつながり、保育所・幼稚園および子育て支援センター等関係機関との情報共有・連携を行い、必要とされる支援につないだ。	A	こども家庭センターの設置をふまえ、関係部局や関係機関と連携し、切れ目のない子ども・子育ての支援体制を構築する。	拡充
		保育所・幼稚園課		子育て支援コンシェルジュの配置により、保護者に寄り添った丁寧な子育て相談できる体制が可能となった。	A	幼稚園や保育所入所の相談の際に、子育て支援コンシェルジュによる丁寧な相談体制の確保を行い、入園へつなげていく。	継続

4	外国人家庭への支援	総務課	日本語教室の開催による日本語の学習機会の提供や、関係団体との連携による相談事業及び交流事業を通じて、外国人家庭の子育てを支援します。また、外国語及びやさしい日本語による情報提供の充実に向けて、庁内の各課と連携しながら方策の検討を進めます。	おごおり国際交流協会に委託し、日本語教室を29回開催した。また、子ども向け日本語教室も試行実施し、4名の小学生が参加した。また、外国語での情報提供の充実のため、令和4年度に引き続き入管庁が実施する電話通訳を導入している。	A	従前から継続している大人向けの日本語教室に加えて、子ども向け日本語教室を本格実施し、外国にルーツを持つ子どもの日本語学習および教科学習のサポートを行う。 おごおり国際交流協会と協力し、市内で実施するイベントでやさしい日本語の啓発冊子を配布する。	拡充
5	子育て困難家庭への支援	子育て支援課	児童虐待の未然防止や相談・事案に対する対応力の強化を図ります。保護や支援を必要とする子どもや保護者に対し、児童相談所をはじめとする関係機関と連携をとりながら、切れ目のない支援を行います。また、情報共有の際に課題となる個人情報の取り扱いについて整理を進めます。	4月1日よりこども家庭支援センターを設置し、健康課母子保健係をはじめ関係部局とより密な連携を図って対応を行った。 また、児童相談所のほか要保護児等対策地域協議会など、適切な情報管理の上で対応した。	A	令和6年7月より子育て支援課と健康課母子保健係を統合し、妊娠期から子育てまで一体的な支援を行う また、児童相談所のほか、要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係機関とともに虐待対応と予防の強化に努める。	
6	生活困窮家庭への支援	子育て支援課	子どもの現在及び将来が生まれ育った環境により左右されることのないよう、子どもの学習・生活をはじめ、保護者の就労・経済などの支援を検討します。また、厳しい家庭環境にある子どもの支援の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーの配置拡大に努めます。	相談や支援の対象となる家庭の課題を把握し、必要に応じて関係機関と連携して支援を行った。 また、必要に応じて子育て支援サービスの利用を促した。	A	支援が必要な家庭のニーズを適切に把握し、関係機関と連携しながら支援を行う。	継続
		福祉課		経済的に困窮する世帯に対して、生活保護を適用し、経済的な支援を行った。	A	継続して取り組んでいく。	継続
		学校教育課		スクールソーシャルワーカーを3名配置し、巡回することにより、厳しい家庭環境にある子ども・家庭の支援の充実を図りました。	A	スクールソーシャルワーカーによる、厳しい家庭環境にある児童生徒・家庭の支援を充実します。	充実
		教育総務課		学習支援施策として、就学援助、特別支援教育就学奨励費を支給するとともに、高等学校等への進学者については奨学金制度についての周知を行った。	A	引き続き制度を実施していく。また、大学等の奨学金制度についても、給付型制度についての周知を行う。	継続

3 自らのライフスタイルにあった生き方づくり

(1) 多様な働き方の実現

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和5年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	子育て中の親が働きやすい環境づくり	子育て支援課	子育てしながら働きやすい環境を整えるため、企業や労働者に対して、フレックスタイム制などの多様な働き方や育児休業制度、関係法令に関する情報提供を、県と連携し行います。また、「子育て応援の店」への登録を推進します。	病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業など、子育て支援委関する情報提供を行った。	A	病児保育事業の広域化に向けての周知を図り、利用者の利便性を高める。	継続
		商工・企業立地課		市役所及びおごおり情報プラザにチラシを配架するなどして、多様な働き方や育児休業制度、関係法令に関する情報提供を行った。	B	引き続き、関係機関と連携し、積極的な情報発信に取り組む。	継続
2	女性の職場復帰・再就職のための支援の充実	商工・企業立地課	出産や子育て後の職場復帰・再就職の支援に向けて相談窓口の周知を行うとともに、職業安定所などと連携しながら情報提供や支援体制の充実を図ります。また、パソコン講座や起業・小売業について学ぶ講座の開催など、女性の再チャレンジを支援する事業の充実を図ります。	市役所及びおごおり情報プラザにチラシを配架するなどして、筑後労働者支援事務所に設置してある子育て女性就職支援センターをはじめとする関係機関が実施する各種相談会やセミナーの周知・情報発信を行った。	B	引き続き、関係機関と連携して就業支援を行うため、積極的な情報発信等を行っていく。	継続
		生涯学習課		女性再チャレンジ支援事業として講座を開講することで、支援をすることができた。図書館では、女性を含め、若者から高齢者まで、すべての方への就労支援につながる資料の収集を行い、情報提供を行った。	A	「おうち起業応援講座」を受講した卒業生が活動できる場、拠点となる場を提供できないか、担当部署と協議を行うとともに、卒業生の自立化への支援体制についても検討する。図書館では、引き続き就労支援につながる資料の充実に努める。	継続
3	不安定就労若年者などに対する意識啓発・職業訓練の充実	商工・企業立地課	長期にわたり不安定な就労状況を続けるフリーターや、若年の非労働者に対して、就業意識の啓発に努めます。また、関係機関と連携しながら児童・生徒に対する職業啓発を行い、発達段階に応じたキャリア教育を計画的に推進します。	市役所及びおごおり情報プラザにチラシを配架するなどして、若年者就労支援センターや筑後若者サポートステーションなどの関係機関が実施する各種相談会やセミナーの周知・情報発信を行った。	B	引き続き、関係機関と連携して就業支援を行うため、積極的な情報発信等を行っていく。	継続
		学校教育課		中学校において、職場体験を通じ、発達段階に応じたキャリア教育を計画的に推進することができました。	A	引き続き職場体験を実施し、発達段階に応じたキャリア教育を計画的に推進するとともに、地域の方々と接する中で、就労意識の向上を図ります。	継続

3 自らのライフスタイルにあった生き方づくり

(2) 男女共同参画社会の実現

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和5年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	男女共同参画計画に基づく事業の推進	総務課	「第2次小郡市男女共同参画計画」に基づき、男女が仕事や家事・育児を始め、あらゆる場面でともに活躍し支え合える社会の実現を目指します。そのために、セミナーや広報紙など多様な場面や媒体を活用し、情報提供や啓発活動を行います。	市広報紙内「Gender Equality」のコーナーで、家事や育児と両立しながら地域コミュニティを運営する団体を取り上げ、あらゆる場面で活躍するロールモデルを紹介した。 また、おごおり女性協議会と協力しておごおりフォーラムを開催し、男女共同参画の分野におけるアンコンシャスバイアスについて、市民へ啓発を行った。	A	今後も広報紙や市HPへの啓発記事の掲載や講演会等を通じて、性別に関わらず積極的に参画できるよう啓発を続ける。	継続
		生涯学習課		女性再チャレンジ支援事業や男の料理教室を実施したが、男女共同の視点に立った啓発活動はほとんど実施できていない。	C	講座開催時に情報提供や、講座終了後のアンケートに男女共同参画についての項目を設ける等を検討し、啓発活動を行う。	見直し
2	男性の子育て参画の促進	子ども育成課	夫婦が協力しあいながら子育てできる環境づくりに向け、父親学級や男性料理教室など、男性向けの子育てや家事に関する講座などを開催します。また、男性の育児休業取得に向けた普及・啓発を通じて、男性の子育てへの参画を促します。	ようこそ赤ちゃん教室(妊産婦とその家族が対象)において、男性が参加する子育てや家事に対する意識づけを行った。	B	父親の育児参加を推進するため、ようこそ赤ちゃん教室において、男性が参加する子育てに関する講話を継続して実施する。	継続
		コミュニティ推進課		校区コミュニティセンターにおいて、男性向け料理教室を開催した。令和5年度は、22の講座に延べ259名が参加した。	B	引き続き、男性向け料理教室の開催をととして、男性の家事・育児への参画を促す。また、料理教室以外にも、子育てや家事に関する多様な講座を男性向けに企画する。	充実
		生涯学習課		「男の料理教室」を8回開催し、延べ124名が参加した。昨年からの流れで、作ったものを持ち帰るといった形式になったので、啓発活動をするに至っていない。	B	「男の料理教室」の受講生の年齢層が高く、子育て世代ではないため、若年層も受講できるよう、教室の実施形態を見直していく。	継続

4 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり

(1) 子どもと親の健康確保

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和5年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	小児医療の充実	健康課	休日や夜間を含めて、安心して必要かつ適切な医療を受けられる救急医療体制の確保に努めます。また、小児医療に関するそれぞれの事業で実施主体や事務局、関係市町村が異なるため、より一層の連携強化や情報共有を推進します。	久留米広域小児救急センター、病院群輪番制への負担金、在宅当番医業務委託料を支払い、休日や夜間であっても必要な医療を受けられる体制支援を行った。関係医師会や関係市町村と連携・調整し、周知・啓発活動を行った。	A	市民が安心して必要かつ適切な医療を受けられる救急医療体制が確保されている。在宅当番医、病院群輪番制、小児救急それぞれの事業で実施主体や事務局、関係市町村が異なるため、今後も密に連携し、情報を共有・周知していく。	継続
2	母子健康手帳の交付(父子健康手帳の交付)	健康課	母子の健康管理と適切な医療の確保を目的として母子健康手帳(+父子健康手帳)を交付します。また、手帳の交付時に母子や家族の状況を把握し、支援が必要な方に対する支援計画を作成し、各種相談事業を活用した継続的な支援など、関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。	母子健康手帳交付時に、すべての妊婦と面談を行った。母子やその家族の状況を把握し、支援が必要な方には関係機関と連携し、切れ目のない支援を行った。	A	母子健康手帳交付時に母子やその家族の状況を把握し、支援が必要な方はこども家庭支援センターで共有する。また、各種相談事業を利用した継続的な支援や、関係機関との連携など、妊娠期から切れ目のない支援を行っていく。	継続
3	母子保健相談指導事業の推進	健康課	妊産婦や乳幼児の健康・栄養などの問題に対する個別指導や相談に応じるとともに、講習会や実習などによる集団教育を通して、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及や育児負担の軽減を図ります。また、育児不安の解消や仲間づくりを目的とした相談などの事業を推進します。	妊娠期から乳児期における各種相談事業を実施し、知識の普及や育児不安の軽減を図った。妊娠9か月の妊婦と産後3週の産婦へ電話かけを行い、助産師が妊産婦や乳幼児の健康・栄養などの問題に対する個別指導や相談に応じた。9か月乳児相談を集団で実施し、保護者の話を聴き、不安や疑問が解決されるよう努めた。	A	妊娠期から乳児期における各種相談事業を実施し、妊娠・出産・育児に関する知識の普及や育児不安の軽減を図っていく。支援が必要な方はこども家庭支援センター(児童福祉)へつなぎ、各種相談事業を活用し、継続的な支援を実施していく。必要に応じて関係機関と連携して支援を行っていく。	継続
4	乳幼児健康診査事業の推進	健康課	医師の診察や専門職による相談を行うことで、疾病や発達障害などの早期発見・早期治療につなげています。また、保護者の不安や悩みを聞き、各種相談事業の紹介や関係機関との連携により、状況に応じた支援につなげます。	4か月・1歳6か月・3歳1か月児健康診査について、集団健診を実施、10か月児健康診査は個別健診へ変更。精密検査が必要な場合は、紹介状の発行を行い、医療機関の受診へつないだ。	A	医師の診察や専門職による相談を実施し、児の発育発達を確認し、疾病や発達障がい等の早期発見につなげる。精密検査が必要な場合には紹介状を発行し、医療機関への受診へつなげる。保護者の話を傾聴し不安や疑問が解消されるよう関係課と共有していく。	継続
5	乳児家庭全戸訪問事業(妊産婦・新生児訪問指導事業)の推進	健康課	母子健康手帳発行時のアンケートや面接、関係機関との連携などにより妊婦の状況を把握し、支援が必要な妊婦に対して支援計画を策定し、妊娠中から訪問などによる支援を実施します。また、乳児家庭全戸訪問事業を通じて、相談窓口などの情報提供を行うとともに児童虐待の予防を図ります。	母子健康手帳発行時のアンケートや面接、他機関情報から妊婦の状態を把握し、支援が必要な妊婦に対して、ケアプランを作成し、妊娠中から訪問等による支援を行った。生後2か月頃に全ての妊婦と乳児のいる家庭に面談した(里帰り先での訪問を希望した産婦は里帰り先での面談を実施)。	A	母子健康手帳発行時のアンケートや面接、他機関情報から妊婦の状況を把握し、支援が必要な妊婦はこども家庭支援センター(児童福祉)へつなぎ。引き続き、生後2か月頃の乳児への全戸訪問を実施する。	継続
6	未熟児への支援	子ども育成課	「母子保健法」に基づき、入院加療が必要な未熟児の医療費やミルク代の給付を行い、退院後も家庭訪問などによる見守りを行うとともに、乳幼児健診や医療機関の受診結果により成長発達経過を把握し、必要に応じて県・医療機関などと連携をとりながら、乳児の健やかな成長を支援します。	「母子保健法」に基づき、入院加療が必要な未熟児の医療費や食事代の助成を実施した。	A	引き続き、「母子保健法」に基づき、入院加療が必要な未熟児の医療費や食事代の助成を実施する。	継続
		健康課		養育医療の給付を受ける未熟児をすみやかに把握できるよう、子ども育成課と連携した。また、医療機関と連携し、出生状況や疾患、成長発達等を確認し、保護者へ必要な行政サービスの案内をした。	A	養育医療の給付を受ける未熟児をすみやかに把握できるよう、子ども育成課と連携する。医療機関と連携し、出生状況や疾患、成長発達等を確認し、訪問にて保護者の不安が軽減するよう支援する。また、乳幼児健康診査等の母子保健事業や医療機関受診結果により、成長発達経過を確認し、支援する。	継続

7	不妊治療への情報提供	健康課	福岡県不妊治療費助成事業について、窓口での案内とともに、パンフレットやポスターを掲示するなどして、事業の周知を図ります。	市民からの問い合わせ時は、福岡県不妊治療助成事業のパンフレット配布や問い合わせ窓口である北筑後保健福祉環境事務所を案内した。	A	福岡県が実施している「不妊に悩む方への先進医療支援事業」に関する情報を周知する。	継続
		子育て支援課		市民からの問い合わせ時は、健康課と情報共有し案内した。	A	健康課と情報共有し、適切な案内をする。	継続

4 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり

(2) 思春期保健対策の推進

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和5年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	思春期保健対策事業・性教育の充実	学校教育課	思春期における喫煙や飲酒、薬物乱用の防止、また、性感染症や人工妊娠中絶など性行動の問題について、中学校における非行防止学習や性教育を通して、正しい理解と啓発を図ります。また、小学校では、心と体の発育について学習することで、自分の健康状態に関心を持ち、性にかかわる問題についても正しい理解ができるよう努めます。	専門機関と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止教育を行いました。また、性教育においては、産婦人科医等を招いての授業を行いました。国・県及び関係機関から提供されるポスター・チラシ・啓発教材を学校・保護者等に配布し、啓発を実施しました。	B	今後も、専門機関等とも連携しながら取り組みを行っていきます。	継続
2	思春期における保健・福祉事業の推進	生涯学習課	思春期の子どもに対し、赤ちゃんふれあい体験学習や幼稚園・保育所(園)への職場体験などを通して乳幼児とふれあう機会を提供し、命の大切さや男女共同参画の育児についての学習を推進しています。現在、1中学校のみの事業となっているため、他の中学校でも実施できるよう、関係団体との協議を推進します。	妊婦体験や赤ちゃんとの接し方などの事前学習を踏まえて、乳幼児健診時に赤ちゃんふれあい体験学習(1中学校の3年生)を実施した。命の大切さについて改めて啓発することができた。	A	現在、1中学校のみの事業となっているが、他の中学校においても、校区内幼保施設との連携により、幼児とのふれあい体験など、何らかの取り組みを行っているため、今後においても情報収集に努める。	継続
		健康課		新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止していた乳幼児健診での乳幼児とのふれあい体験を再開。想定より保護者の受け入れは良好で、乳幼児の更衣や保護者との会話を通じて乳幼児のいる生活についてイメージすることができた。	A	生涯学習課と連携をとりながら実施していく。	継続
		学校教育課		専門機関と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止教育を行いました。特に薬物乱用については、国・県及び関係機関から提供されるポスター・チラシ・啓発教材を配布し、啓発を実施した。また、性教育においては、産婦人科医等を招いての授業を行った。	B	今後も、専門機関等とも連携しながら取り組みを行っていく。	継続

4 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり

(3) 健康なからだづくり

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和5年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	子どもの発育・発達段階に応じた運動の推進	スポーツ振興課	<p>地域でのスポーツ活動など身体運動を通じて呼吸循環系・神経系・筋骨格系を発達させ、筋力・瞬発力・持久力・柔軟性の向上を図るとともに、大人と子どもで運動を行うことで、コミュニケーション能力や好奇心・チャレンジ精神の養成を図ります。また、指導者や協力者の確保に向けて、育成などを進めます。</p>	<p>次のとおり実施した。 (1)スポーツフェスタ in OGORI 10月7日(土) ペタンク(市体育館)36人参加、モルック(市陸上競技場)49人参加。グラウンド・ゴルフ(運動公園多目的広場)46人参加、リレー(市陸上競技場)62人参加。 家族での参加もあり、子どもから高齢者まで参加者同士のコミュニケーションを図ることができた。また、スポーツ推進委員をはじめ、スポーツ協会加盟団体や募集したボランティアの協力を得て実施することができた。 (2)地域スポーツ活動の推進 スポーツ推進委員が地域スポーツ行事の支援を行った。 スポーツ推進委員の支援により、地域スポーツを推進し、市民同士の交流および身体機能の向上を図ることができた。 (3)市スポーツ協会の加盟団体である総合型スポーツクラブ「小郡わいわいクラブ」の自主運営事業として、「かるがも教室(親子スポーツチャレンジ)」が実施された。「走る、跳ぶ、投げる、転がる、回る」運動に親子でチャレンジして身体能力の向上に努めた。</p>	A	<p>地域でのスポーツ活動を推進し、参加した子どもと大人が交流することで、コミュニケーション能力や好奇心・チャレンジ精神の要請を図る。 また、市スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、指導者・協力者の育成・拡充を図り、子どもの発育・発達段階に応じた運動の機会を増やす。 (1)スポーツフェスタ in OGORI 10月12日(土) ペタンク(市体育館)。モルック(市陸上競技場)、グラウンド・ゴルフ(運動公園多目的広場)、リレー(市陸上競技場) (2)地域スポーツ活動の推進 スポーツ推進委員が地域スポーツ活動を支援する。 (3)市スポーツ協会の加盟団体である総合型スポーツクラブ「小郡わいわいクラブ」の自主運営事業として、「かるがも教室(親子スポーツチャレンジ)」が実施される。その事業の周知を支援する。</p>	充実

4 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり

(4)「基本的生活習慣の確立」の推進

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和5年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	「基本的生活習慣の確立」の推進	子育て支援課	子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。就学前及び小学校低学年において、「早寝、早起き、朝ごはん」の規則正しい生活習慣を習得するため、生活や学習の基盤づくりを支援します。	市内子育て支援センターにおいて食と健康に関する講座を実施した。	A	子どもの食と育ちを考慮し、健康課とも連携しながら、「基本的生活習慣の確立」を目指した取り組みを勧めます。	継続
		子ども育成課		基本的生活習慣の定着を図るため、独自に作成した「夏休みチャレンジカレンダー」を活用した啓発に取り組んだ。また、新入学(園)生向けにリーフレットを配布し、啓発に取り組んだ。	A	市独自に「夏休みチャレンジカレンダー」を作成・配布し、基本的生活習慣の定着について、引き続き啓発に努める。	継続
2	保育所(園)・幼稚園などにおける「食育」の推進	保育所・幼稚園課	調理師・保育士などによる給食指導に加え、栄養士の巡回指導や農業体験などを通じた「食育」を推進するとともに、「一日三食、偏食せずに、よくかんで食べる」などの生活習慣の形成を図ります。また、保護者を交えた親子クッキングの開催など、家庭における「食育」の普及・啓発を進めます。	来援活動で栽培した野菜を食べたり、食事・食物に関する絵本の活用を通じて食育を推進した。	B	保育所(園)においては、調理師・保育士等による日々の給食指導に加え、栄養士による「食育指導」を実施するとともに、「一日三食、偏食せずに、よくかんで食べる」などの習慣を身につけるよう学習・啓発します。幼稚園においても、農業体験等を通じて食育を推進する。また、保護者を交えた親子クッキングの開催など、家庭における「食育」を普及・啓発する。	継続
3	小・中学校での「食育」に関する指導の推進	教育総務課	栄養教諭による「食に関する指導」を推進し、食育の啓発に努めます。また、地域の食材を給食に取り入れ地産地消を推進するとともに、調理員や生産者が学校に赴き給食時間とともに「おでかけ給食」の取り組みを実施し、農業の重要性や生産者に対する感謝の気持ちを育みます。	栄養教諭と連携し、食事の重要性や食育の啓発を行った。また、地域の食材を学校給食に取り入れることで地産地消を推進の推進を図った。	B	引き続き、栄養教諭等の専門職と連携しながら、食事の重要性や食育についての学習を行っていく。地域の食材を給食に取り入れ、地産地消を推進する。	継続
4	妊娠中からの「食育」の推進	健康課	ようこそ赤ちゃん教室において、妊娠中から栄養バランスなどの大切さを啓発することにより、望ましい食習慣を身につけるよう促します。離乳食教室や乳幼児健康診査、親子あそび教室や食育講演会にて食育について講話などを行い、家庭における食育の推進を図ります。また、おごおり健康・食育プランに基づき、妊娠・出産期、乳幼児期における食育の推進を図ります。	ようこそ赤ちゃん教室において、妊娠中の食に関する啓発や食習慣について講話を行い、食進会の方と減塩や鉄分豊富なおやつを試食をしてもらい食育啓発を行った。ライフステージ別では、離乳食教室や乳幼児健康診査、親子あそび教室では市栄養士や食生活改善推進員より、食事のポイントのお話やおやこクッキングなどを実施した。また、おごおり健康・食育プランに基づき食育講演会を11月14日に開催した。	A	今後も引き続き、ライフステージ別に合わせた食育を推進していく。また、妊娠期からの栄養は特に重要であることから、引続き母子保健事業において「食育」についての推進、啓発を実施する。	継続
		子育て支援課		相談において必要に応じ、食育について情報提供した。	A	必要に応じ、食育について情報提供した。	継続

5 子どもの権利と生きる力を育む学びの場づくり

(1) 子どもの権利の尊重

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和5年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	子どもの人権擁護に関連する条約・法律などの啓発	人権・同和教育課	児童虐待など子どもの人権を脅かす問題の防止に向けて、子どもの人権擁護に関連する条約や法律などの啓発に努めます。近年では、子どもの貧困問題をはじめとして、子どもを取り巻く環境が厳しくなっているため、関係機関などの連携をより密にして、すべての子どもたちの学ぶ権利が保障され、安心して育つことができる環境整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発冊子では、こども基本法の施行やこども家庭庁の発足等を機に子どもの人権について考えてもらえるよう、子どもを取り巻く現状や行政の取組、家庭・学校・地域での子どもを見守る取組について掲載した。 ・関係課と連携して広報誌での啓発を行った(4月、8月、11月、3月)。 ・七夕人権考座では障がい児教育の視点から子どもの人権について考える講演会を開催した(演題:「しょうがい者と関わり続けて一気づき、感じ、学びを大切にー」)。 ・不登校を考える学習会を年3回開催した。 	A	引き続き関係機関と連携しながら、広報誌や各種講座、啓発冊子等を用いて啓発を行う。	継続
2	児童虐待の防止・早期発見に向けた対策の推進	子育て支援課	相談件数の増加及び、内容の多様化・複雑化に伴い、「小郡市要保護児童対策地域協議会」の充実強化を図り、虐待ハイリスク者や児童虐待を把握した際の連携を促進します。また、スクールソーシャルワーカーの配置拡大や、母子健康手帳の交付や健診を通じた妊娠期からの切れ目ない支援を図ることで、虐待予防に努めます。	令和4年度と比べ虐待対応件数が増加している。困難ケースに関しては、要保護児童対策地域協議会の実務者会議において対応方法の確認を行っている。 また、4月1日よりこども家庭支援センターを設置し、健康課母子保健係をはじめ関係部局とより密な連携を図って対応を行った。	A	令和6年7月より子育て支援課と健康課母子保健係を統合し、妊娠期から子育てまで一体的な支援を行う また、要保護児童対策地域協議会とともに虐待対応と予防の強化に努める。	充実
		学校教育課		児童虐待案件を予防するため関係機関との情報共有や協議を行い、実際に児童虐待案件が発生した際には、関係機関と連携しながら対応を図りました。 また、スクールソーシャルワーカーを3名配置し、巡回することにより、厳しい家庭環境にある子ども・家庭の支援を行いました。	A	児童虐待案件を予防するため関係機関との情報共有や協議を行い、実際に児童虐待案件が発生した際には、関係機関と連携しながら対応を行います。 またスクールソーシャルワーカーによる、厳しい家庭環境にある児童生徒・家庭の支援を充実します。	充実
		健康課		妊娠届出時に妊婦へアンケートをとり、面談を行い、支援が必要な妊婦については、月1回実施する「妊婦フォロー集約」にて、支援方法の検討や、子育て支援課との連携を行った。	A	母子健康手帳交付、乳幼児健康診査等の母子保健事業や関係機関からの情報提供により、虐待ハイリスク者や児童虐待を把握した際には、こども家庭支援センターで情報共有する。また、係内で定期的に妊婦フォロー集約会議を行い、要フォロー者への支援方法を検討し、特定妊婦はこども家庭支援センター(児童福祉)へつなぐ。 妊娠期から保護者の育児不安軽減に向けて早期に支援することで虐待防止に努めていく。	継続

3	地域における虐待早期発見のための啓発推進	子育て支援課	パンフレットやポスター、ホームページなどを活用して、児童をはじめとするすべての人への虐待の防止の啓発を行い、地域での早期発見・早期支援に努めます。また、各事業所や行政職員向けに研修会を行い、虐待防止に向けた職員のスキルアップを図ります。	児童虐待防止に関する広報おごおりへの記事の掲載や、チラシやポスターの配布を通して啓発を行った。 また、要保護児童地域対策協議会の関係者に対する研修会を行った。	A	継続して児童虐待防止に向けた啓発の取組を行うとともに、要保護児童対策地域協議会と連携し、理解を深める研修会を実施する。	充実
		福祉課		自立支援協議会主催会議において、障害者支援事業所職員を対象に虐待防止についての研修会を行う予定だったが、会議自体が中止となり、実施できなかった。	C	今年度は研修会を行い虐待防止に努める。	充実
		長寿支援課		市民や介護事業所職員等を対象にした、高齢者の権利擁護、消費者被害に関する講演会を計3回開催した。 ①「弁護士が教える成年後見制度 講師 柴尾弁護士」参加者45名 ②「高齢者の消費者被害について対策と予防 講師 消費生活相談室 田中氏」参加者 23名 ③「成年後見のいろは 講師 柴尾弁護士」参加者 74名	A	虐待防止に関するパンフレット配布やHP掲載について、引き続き実施する。 介護事業所等職員及び市民を対象に、高齢者の権利擁護に関する講演会も引き続き実施する。	継続
4	いじめ・不登校の児童に対する心のケアの推進	学校教育課	いじめ・不登校の未然防止や早期発見のために、小郡市いじめ問題対策連絡協議会の実施やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を行い、情報共有や各学校のいじめ・不登校対策への支援を行います。また、児童・生徒へ向けて、相談メール「あのね」の周知を図ります。	小郡市いじめ問題対策連絡協議会や小郡市いじめ問題等対策委員会を開催し、情報共有を図りました。 また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置するとともに、小郡市教育センターに、いじめや不登校に関する相談窓口を設置しました。	A	いじめ問題対策連絡協議会や小郡市いじめ問題等対策委員会を継続して開催し情報共有を図ります。各種リーフレット等の配布による啓発を行います。スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーは学校巡回型で配置するとともに、さらなる充実に努めます。小郡市教育センターの相談窓口を継続して設置するとともに「校内教育支援センター」を学校に設置し、個々の状況に応じた受け皿を整備します。	充実
		子育て支援課		小・中学校や教育委員会と連携を図り、対策会議や困難事例の共有を行った。	A	小・中学校や教育委員会と相互連携し、課題を抱える家庭の早期発見と早期支援に務める。	継続

5 子どもの権利と生きる力を育む学びの場づくり

(2) 乳幼児教育・保育、学校教育の充実

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和5年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	乳幼児教育・保育の充実及び質の向上	学校教育課	環境を通して行う教育・保育を基本とし、豊かな資質、能力を育むため、家庭、保育所(園)、幼稚園など関係機関で連携して乳幼児教育・保育を推進するとともに、保幼小の円滑な接続のため、アプローチカリキュラム及びスタートカリキュラムの情報発信の充実を図ります。また、保育所(園)、幼稚園、小学校の職員の質の向上を目指し、交流及び連携の推進を図ります。	保幼小連携カリキュラムを作成し、すべての小学校でカリキュラムに基づいた指導を行っています。また、保幼小の教員による合同研修を行い、それぞれの立場での課題の共有化を図りました。	B	今後も継続して保幼小連携カリキュラムによる指導を継続するとともに、それぞれの課題のすり合わせを行いながら円滑な接続を継続していきます。	継続
		子育て支援課		相談の中で乳幼児教育・保育について尋ねられた際には、関係機関から情報をもらうなどして、相談者に伝えたり、必要に応じて関係機関につないだりした。	A	適切な相談対応および円滑な保幼小連携を図るため、関係機関との情報共有に努める。	継続
		保育所・幼稚園課		幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向け、アプローチカリキュラム及びスタートカリキュラムの具体的な実践内容について、幼稚園・保育所(園)と小学校とで参観や、合同研修会などによる情報交換を行った。	B	引き続き、保育所(園)、幼稚園、小学校の円滑な接続を目的に合同研修などを設定する。	充実
2	教職員などの資質の向上	学校教育課	多様化、複雑化するいじめ・不登校・配慮を要する幼児・児童・生徒などのケースや性の多様性に配慮し、柔軟に対応できる教職員の育成のため、情報提供や研修の場の提供などの支援を行い、いじめ・不登校の早期発見・早期対応・早期解消と未然防止、特別支援教育の充実を図ります。	職責や課題に応じた研修会を実施し、教職員の資質向上を図りました。	B	今後も職責や課題に応じた研修会を開催し、教職員の資質向上を図っていきます。他校への授業視察を計画的に実施することにより、教職員の資質の向上を図り、それに伴い、児童生徒に接する機会をより確保していきます。	充実
3	確かな学力の育成	学校教育課	「生きる力」を支える「確かな学力」の確立のため、教職員の知識・技能・思考力・判断力・表現力などの育成に努めます。今後は、小郡市学力向上プランに基づき、9か年で学力を育む小中連携した学力向上プランの作成を目指します。	各小・中学校において、それぞれの学校課題に対応した学力向上プランを作成し、それに基づいた取組を実施しました。	B	引き続き、各小中学校において作成した学力向上プランに基づいた取組を推進し、児童生徒へ「生きる力」を支える「確かな学力」を育む教育を推進します。	継続
4	特別な配慮の必要な子への学びの支援	学校教育課	一人ひとりの特性にあった教育・保育の充実を図ります。特別な配慮の必要な乳幼児・児童・生徒については、職員の加配、発達支援に関わる関係機関との連携を行うなど、きめ細やかな対応を行います。	夏季及び秋季に就学相談会を実施し、一人ひとりの特性に応じた就学につなげることができました。また、特別支援教育支援員を配置し、配慮が必要な児童生徒へ学習支援を実施しました。	B	引き続き夏季及び秋季に就学相談会を実施し、就学に関する相談を受け付ける。また、特別支援教育支援員を配置し、配慮が必要な児童生徒へ学習支援を継続します。	継続
		生涯学習課		点字図書やデージー図書、プレックストーク(デージー図書の再生機)、LLブック、リーディングトラッカーを設置したり、外国語で書かれた図書コーナーを設置したりした。また、小郡市学校図書館支援センターを通して、各小中学校に対し、様々な図書資料の貸出を行った。市立図書館がサピエ図書館会員となり、活字による読書が困難な市民の方に、点字図書や録音図書のデータを提供できる環境を整えています。	B	引き続き様々な資料を収集していくとともに、サピエ図書館についての情報発信を行っていく。	充実
		子育て支援課		巡回訪問を行い、保育環境整備についての助言および保護者相談を行った。特別な配慮の必要な児童の保育環境を整備するため、巡回支援専門員整備事業を実施した。保育所等、専門員のアドバイスにより充実した保育内容となった。併せて、園内研修等への訪問支援を推進していく必要がある。	A	「気になる児童」の保育環境整備のため、園内研修などを推進しながら、訪問支援を充実させる。	継続
		保育所・幼稚園課		配慮を要する子どもの特性に応じ、保育所等に加配職員を配置した。	B	加配職員の配置や、幼児が通所する児童発達支援事業所との意見交換及び研修会を開催するなど、きめ細やかな対応を行う。	充実

5	教育相談体制の充実	学校教育課	学校生活などで児童生徒を取り巻くさまざまな問題について、保護者からの相談に対応します。また、児童生徒が抱える心の問題に対して、早い段階から対応・支援を行うために、スクールカウンセラーなどを派遣し、専門的な立場から相談に応じます。近年、児童・生徒や保護者からの相談が増加傾向にあるため、スクールカウンセラーの配置充実に努めます。	児童生徒・保護者の心のケアを行うため、スクールカウンセラーを派遣し相談に応じました。新型コロナウイルス感染症後の影響を考慮し、スクールカウンセラーの配置を拡充しました。	B	相談件数は増加傾向にあり、スクールカウンセラーの配置を継続し、必要に応じて拡充を図る。	継続
6	国際・情報・福祉教育の充実	学校教育課	国際理解の促進を図るため、小学校における英語教育の指導体制を強化するとともに、市民を対象とした国際理解講座への児童生徒の参加促進を図ります。情報教育については、ICTの活用の推進を図るため、先進地域や情報モラルなどに関する情報を学校へ提供します。	小学校における英語教育推進のための専科教員を配置した。また、ALTを定期的に派遣し、英語教育を推進しました。情報教育については、GIGAスクールの推進に当たり、ICT教育推進委員会を開催し、情報の共有化や先進的取組の紹介などを行いました。	B	引き続き、小学校における英語教育推進のための専科教員の配置、ALTの派遣を継続しました。情報教育についても、ICT教育推進委員会を定期的に開催し、情報モラルを含むICT教育に関する情報共有、事例紹介等を実施しました。また、各学校にICT支援員を派遣し、児童生徒の情報活用能力の向上、教職員のICT活用能力・指導力の向上を図りました。	継続
		教育総務課		ICT環境の整備として、大型提示装置を一部教室に設置した	A	未設置の教室に、引き続き大型提示装置の設置を計画的に行う。	継続
		総務課		国際交流協会と協力して「国際理解講座」を3回開催し、合計12名の子どもが参加があった。	A	おごおり国際交流協会と協力して、子どもたちの多文化共生意識を醸成できるイベントを企画するとともに、引き続きイベントへの子どもの参加を促す。	継続
7	命をまもる防災教育の推進	子育て支援課	避難計画に基づいた保育所(園)・学校などで避難訓練や、出前講座などによる防災に関する啓発・教育を実施します。また、学校と地域間の連携強化や防災に向けた取り組みの統一・共通化を図ります。	つどいの広場において、親子で体験しながら学べる防災に関する講座を開催した。	A	つどいの広場において、親子で体験しながら学べる防災に関する講座を開催する。	継続
		学校教育課		教科学習において防災教育に取り組むとともに、様々な災害を想定した避難訓練を実施しました。また、災害時の対応マニュアル等の充実を図りました。	B	学校運営協議会を通して、引き続き地域と連携し、教科学習において防災教育に取り組むとともに、様々な災害を想定した避難訓練を定期的実施しました。また、引き続き災害時の対応マニュアル等の充実を図りました。	継続
		防災安全課		小郡市青少年育成市民会議の事業として実施した「夏季ジュニア研修会」のなかで防災講和を実施	B	小学校の防災授業への出前講座を実施する。子どもを所管している部局との役割分担や連携強化を進め、所管部局による取組が充実されるよう支援を行う。	継続
		保育所・幼稚園課		市内保育所(園)幼稚園では、定期的に避難訓練を実施した。災害時のためのガイドラインを作成した。	B	保育所(園)幼稚園における引き渡し訓練等、初動マニュアルの作成を実施する。	継続
		子ども育成課		放課後児童クラブ(学童保育所)において、避難訓練などを実施した。また、大雨等災害時には、災害時対応マニュアルや災害タイムラインにより、閉所などについて適切に判断した。また、学校教育課と連携し、速やかな判断につながった。	A	今後も、各放課後児童クラブ(学童保育所)において、防災教育、避難訓練を実施する。また、学校教育課とのさらなる連携強化に取り組む。	継続

5 子どもの権利と生きる力を育む学びの場づくり

(3) 人権教育・啓発の推進

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和5年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	人権・同和教育の推進	人権・同和教育課	第2次小郡市人権教育・啓発基本計画に基づき、子どもの発達段階に応じた適切な人権・同和教育の推進を学校と連携して図り、「人権のまちづくり」との連携のもと、住民と一体となった人権啓発に努めます。子どもたちが、自らの未来を切り拓くための「生きる力」として、「基礎基本の力」と「自学自習の力」の確立を目的とした学び場支援事業に取り組み、さまざまな背景を持つ子どもたちを含め、誰でも参加できる環境整備に努めます。また、人権作文・詩・標語・ポスターの募集を通し、啓発を行います。	学び場支援事業では、BBクラブ481名、中学校チューター954名、土曜チューター736名の児童・生徒が参加した。事業を通して、大人と子どもや子ども同士が互いに「つながる」ことができ、子どもを軸にした「人権のまちづくり」の取組を拡げることができた。また、市内の保育所(園)・幼稚園・小中学校から人権作文・詩・標語・ポスターを募集し、人権週間に合わせて市内公共施設に展示することで啓発を行った。	B	学び場支援事業については継続して募集を行い、その中でも厳しい状況の子どもたちには特に、担任が呼びかけるなどして誘い、この事業を通して基礎基本の力と自学自習の力を身につけさせ、全ての子どもたちの進路・学力保障を行っていく。また、参加児童・生徒の保護者への説明会やスタッフ研修会を実施し、市民啓発につなげていく。人権作文・詩・標語・ポスター集については、引き続き募集する際に趣旨を十分に説明し、啓発を行う。	充実
		子ども育成課	学び場支援事業については、国の「新・放課後子ども総合プラン」を活用し、放課後児童クラブ(学童保育所)等と連携した事業を継続推進していきます。	放課後児童クラブ(学童保育所)に通う児童が、学び場支援事業に参加できるよう支援を行った。	A	今後も、放課後児童クラブ(学童保育所)と連携して事業を推進する。	継続

5 子どもの権利と生きる力を育む学びの場づくり

(4) 子どもの貧困対策の充実

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和5年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	教育・学習支援の充実	学校教育課		少人数指導等により児童生徒一人ひとりに対するきめ細やかな指導を行うとともに、スクールソーシャルワーカーを3名配置し、厳しい家庭環境にある子ども・家庭の支援を行った。	B	少人数指導やICTを活用して、児童生徒一人ひとりに対応した指導を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーによる、厳しい家庭環境にある児童生徒・家庭の支援を充実する。	充実
		子育て支援課	学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、児童生徒一人ひとりに対するきめ細やかな指導に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーの活用や福祉関連機関との連携を強化します。	福岡県母子寡婦福祉会の実施するひとり親学習支援事業の広報協力を行った。	B	福岡県母子寡婦福祉会の実施する学習支援事業を広報協力を行う。	継続
		人権・同和教育課	また、「人権のまちづくり」や「学び場支援事業」など、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを行うことなどにより、総合的に対策を推進します。	広報誌(8月号)に奨学金制度を掲載し、情報提供を行った。不登校を考える学習会では、「不登校への対応～親や周囲の大人の対応で子どもは変わる～」という演題の学習会を始め、年間3回行った。学び場支援事業では、人権のまちづくりの観点から、校区内のボランティアスタッフを配置し、地域・学校・家庭が連携して実施した。	B	引き続き関係機関と連携しながら、広報誌や各種講座、啓発冊子等を用いて啓発を行う。また、学び場支援事業では参加児童・生徒の保護者への説明会やスタッフ研修会を実施し、市民啓発につなげていく。	充実

2	困難を抱える子育て家庭への生活支援の充実	子育て支援課	相談体制を充実するとともに、困難を抱える子育て家庭への養育支援や住環境の整備などにより生活支援を推進します。さらに、食育の推進により子どもの食生活の見直しや健康増進を図ります。	4月1日のこども家庭支援センターの設置に伴い、子育て支援課に保健師を配置し、相談体制の充実を図った。また、困難家庭に対しては養育支援訪問事業を実施し、食事の準備などの支援を行った。	A	令和6年7月1日より、健康課母子保健係と子育て支援課を統合し、一体的な取り組みを行う。また、家事育児支援に関しては、養育訪問支援じぎょうから子育て世帯訪問支援事業に移行する。	充実
		学校教育課		スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、小郡市教育センターによる相談窓口の設置を行った。	B	スクールカウンセラーは現在の相談体制を維持し、スクールソーシャルワーカーは学校巡回型で計画的に活用して、困難を抱える子育て家庭への支援を継続するとともに、スクールソーシャルワーカーによる支援の、さらなる充実を図る。	充実
		福祉課		経済的に困窮する世帯に対して、生活保護を適用し、経済的な支援を行った。	A	継続して取り組んでいく。	継続
		健康課		妊娠届出時に妊婦へアンケートをとり、面談を行い、支援が必要な妊婦については、月1回実施する「妊婦フォロー集約」にて、支援方法の検討や、子育て支援課との連携を行った。	A	母子健康手帳交付、乳幼児健康診査等の母子保健事業や関係機関からの情報提供により、虐待ハイリスク者や児童虐待を把握した際には、こども家庭支援センター(児童福祉)で共有する。また、係内で定期的に妊婦フォロー集約会議を行い、要フォロー者への支援方法を検討し、特定妊婦はすみやかにこども家庭支援センター(児童福祉)で共有する。妊娠期から保護者の育児不安軽減に向けて早期に支援することで虐待防止に努めていく。	継続
3	保護者への就労支援の充実	子育て支援課	特に、ひとり親家庭の保護者に対して、ひとり親サポートセンターなどの専門機関との連携による就労相談を行うほか、安定した就労機会の確保のため、資格取得の支援を推進します。また、就労を希望する家庭が安心して就労できるよう、保育施設や放課後児童クラブ(学童保育所)の受け入れ確保にも努めます。	自立支援給付金の給付を行い、ひとり親の資格取得を支援した。また、相談の内容に応じてひとり親サポートセンターなどの関係機関への接続を行った。	B	自立支援給付金事業を行うとともに、相談に応じて専門機関に接続することで、ひとり親の就労支援を行う。	継続
		福祉課		生活困窮家庭への支援として、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業、家計改善支援事業等に取り組んだ。	B	生活困窮者自立支援制度の普及に努めるとともに、関係機関との連携に努める。	継続
		保育所・幼稚園課		保育所入所選考の際にひとり親世帯の入所選考の優先度を高め、就労できる環境づくりに努めた。	B	引き続き、ひとり親世帯の就労できる環境づくりに努める。	継続
		子ども育成課		放課後児童クラブ(学童保育所)については、条例に定める「1教室概ね40人」の基準を満たすための施設及び、すべての小学校区で1年生から6年生までの受入が可能となる19教室の支援単位を維持した。また、長期休暇のみ保育の受入を全学童保育所に導入した。	A	今後も継続して保育ニーズに合った環境整備を実施する。	継続

4	困難を抱える子育て家庭への経済的支援の充実	子育て支援課	困難を抱える子育て家庭に対して、各種支援施策を活用し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	ひとり親に対して、ファミリー・サポート・センター事業の利用助成による経済支援を行う。また、利用促進によって、家庭の家事支援を行い、保護者の就業時間の確保に努めた。	A	困難を抱える子育て家庭に対して、各種支援施策を活用し、子育てに係る経済的負担の軽減を図る。	継続
		子ども育成課		児童手当の支給、ひとり親家庭等への支援として、児童扶養手当の支給とひとり親医療費助成を行った。物価高騰の影響を受けやすい、ひとり親世帯等の経済的負担を軽減するため、国及び市独自の臨時特別給付金を支給した。	A	引き続き、児童手当の支給、ひとり親家庭等への支援として、児童扶養手当の支給とひとり親医療費助成を実施する。	継続
		保育所・幼稚園課		ひとり親世帯及び在宅障がい児(者)がいる世帯にかかる保育料を軽減した。また、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯にかかる保育料を無償化した。	B	引き続き、困難を抱える子育て世帯への保育料軽減・免除を行う。	継続
		教育総務課		就学援助費、特別支援教育就学奨励費の支給を行った。GIGAスクールの実施に伴い必要となるオンライン学習通信費についても支給した。	A	今後も子育てに関する経済的負担の軽減を図っていく。	継続
5	切れ目のない支援及び地域との連携強化	子育て支援課	こども総合相談センター、子育て世代包括支援センターが関係課、関係機関・団体と連携し、成長段階に応じた切れ目のない支援に取り組めます。	子ども家庭支援センター、子育て世帯包支援センターが関係課、関係機関・団体と連携し相談内容や成長段階に応じた切れ目のない支援に取り組んだ。	A	こども家庭支援センターの設置をふまえ、関係課、関係機関・団体と連携して機能強化を図り、相談内容や成長段階に応じた切れ目のない支援に取り組む。	拡充
		健康課		母子健康手帳交付、乳幼児健診等の母子保健事業や関係機関からの情報提供等により、妊娠期からの切れ目のない支援を関係課、機関及び団体と連携して行うことができた。	A	今後も各種母子保健事業や関係機関からの情報提供等により、関係部署・関係機関と連携し、妊娠期からの切れ目のない支援を行う。	継続
		学校教育課		スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、小郡市教育相談室が子ども総合相談センター等関係機関と連携し、支援を行った。	B	スクールカウンセラーは現在の相談体制を維持するとともに、スクールソーシャルワーカーは学校巡回型で計画的に活用し、関係機関・団体との連携を継続して切れ目のない支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーによる支援の、さらなる充実を図る。	充実
		福祉課		庁内の連絡会議に参加し、困難ケース等の情報共有を行い、関係各課と対応協議を行っている。	A	今後も同様の取り組みを継続する。	継続